

大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱 改正新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																
大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱	大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱																
第 1 条～第15条（略）	第 1 条～第15条（略）																
附 則 （令和 8 年 4 月21日付け医感第1356号） （施行期日） この要綱は、令和 8 年 4 月21日から施行する。	（別表）																
<table><tr><th>1. 対象事案^{※1}</th><th>2. 基準額</th><th>3. 対象経費</th><th>4. 補助率</th></tr><tr><td>・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案^{※2}</td><td>①平日時間内^{※3} 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数</td><td>救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）</td><td>3 分の 1</td></tr></table>	1. 対象事案 ^{※1}	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率	・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案 ^{※2}	①平日時間内 ^{※3} 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数	救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）	3 分の 1	<table><tr><th>1. 対象事案^{※1}</th><th>2. 基準額</th><th>3. 対象経費</th><th>4. 補助率</th></tr><tr><td>・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案^{※2} ・万博会場から転院搬送等された傷病者^{※3}</td><td>①平日時間内^{※4} 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数</td><td>救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）</td><td>3 分の 1</td></tr></table>	1. 対象事案 ^{※1}	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率	・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案 ^{※2} ・万博会場から転院搬送等された傷病者 ^{※3}	①平日時間内 ^{※4} 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数	救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）	3 分の 1
1. 対象事案 ^{※1}	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率														
・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案 ^{※2}	①平日時間内 ^{※3} 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数	救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）	3 分の 1														
1. 対象事案 ^{※1}	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率														
・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案 ^{※2} ・万博会場から転院搬送等された傷病者 ^{※3}	①平日時間内 ^{※4} 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数	救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）	3 分の 1														
※ 1：対象事案は、消防機関からの救急搬送により受入れたものとする。また、同一の事案において複数以上の対象事案に該当する場合であっても、原則として 1 件として取り扱う。 ※ 2：救急隊が「まもって NET」を要請した場合、医療機関が「○」と回答し、最終的に当該患者を受け入れた事案であること。 ※ 3：平日時間内とは、休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）を除く日の 9 時 00 分から 16 時 59 分までとする。	※ 1：対象事案は、消防機関からの救急搬送により受入れたものとする。また、同一の事案において複数以上の対象事案に該当する場合であっても、原則として 1 件として取り扱う。ただし、万博会場から転院搬送等された傷病者についてはこの限りでない。 ※ 2：救急隊が「まもって NET」を要請した場合、医療機関が「○」と回答し、最終的に当該患者を受け入れた事案であること。 ※ 3：2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を目的に夢洲を訪れて傷病者となった者（万博関係者含む）のうち、会場内診療所から転院搬送された者及び夢洲島内から搬送された者で、万博会場からの搬送患者の受け入れに協力する病院（万博協力病院）に搬送された者であること。 ※ 4：平日時間内とは、休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）を除く日の 9 時 00 分から 16 時 59 分までとする。																

別紙 5 (略)

別紙 6

別紙6

(補助対象医療機関番号)

医療機関名: ○○病院

搬送困難症例患者受入実績数及び基準額

対象事案	4月～10月(実績)			11月～3月(実績)			基準額	
	①平日時間内	①以外	合計	①平日時間内	①以外	合計	補助単価 × 受入数見込	
要介護状態の85歳以上 高齢者【要介護2以上】							24,000円 ×	0
吐血・下血で搬送された傷病者							30,000円 ×	0 件
精神疾患患者における119番 の要請原因が身体症状による 事案	0	0	0	0	0	0	=	0 円
整形外科、脳神経外科の協力を 必要とする小児傷病者(15歳 未満)								
まもってNET事案								
万博項目を削除								

別紙 6

別紙6

(補助対象医療機関番号)

医療機関名: ○○病院

搬送困難症例患者受入実績数及び基準額

対象事案	4月～10月(実績)			11月～3月(実績)			基準額		
	①平日時間内	①以外	合計	①平日時間内	①以外	合計	補助単価 ×	受入数見込	
要介護状態の85歳以上高齢者【要介護2以上】	0	0	0	0	0	0	24,000円 ×	0	件
吐血・下血で搬送された傷病者							30,000円 ×	0	
精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案							=	0 円	
整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者(15歳未満)									
まもってNET事案									
万博会場から転院搬送等された傷病者	0	0	0	0	0	0			